

お知らせ

事業主の皆さまへ

従業員の個人住民税の特別徴収(給与天引き)への移行にご理解とご協力をお願いします

■給与所得者の個人住民税は特別徴収(給与天引き)が法律等で義務付けられています

個人住民税は、所得税の源泉徴収と同様に、事業者(給与支払者)が毎月、従業員(給与所得者)に支払う給与から特別徴収(天引き)し、住民税の納税義務者である従業員に代わって、従業員の住所地の市町村へ納入することが、地方税法および佐渡市の条例で義務付けられています。(従業員が1人だけ、従業員が家族だけであっても、特別徴収をしなければならぬことになっていきます。)

■所得税のように事業者が税額を計算したり、記帳したりする必要はありません

所得税の源泉徴収の事務手続きとは異なり、事業者が税額を計算する必要はありません。

市町村が、毎年5月に事業者(給与支払者)に対して、『給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書』に

より月々に特別徴収すべき税額をお知らせしますので、その税額を毎月の給与から特別徴収し、翌月の10日までに合計税額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

■従業員の方の納税に係る負担が軽減されます

従業員一人ひとりが、納税のために金融機関や市町村窓口に向かう手間を省くことができます。また、特別徴収以外の方法による納税の回数が増えることにより、特別徴収は年12回なので、従業員の方の1回あたりの納税額の負担が少なくなります。

お問い合わせ

市役所税務課市民税係
☎63-5110

一人でも雇ったら、
労働保険に必ず加入

雇ったら入る。人も会社も守るために

「労働保険」とは、「労災保険」と「雇用保険」の総称で、農林水産業の一部の事業を除き、労働者を一人でも雇用している事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に必ず加入しなければなりません。

「労災保険」は、業務上または通勤途上に被った災害による負傷、疾病または死亡に対する補償として、

労働者・遺族に所定の保険給付を行う制度です。

「雇用保険」は、労働者の失業時の生活の安定または再就職の支援のための保険給付を行う制度で、保険給付のほかに、雇用の確保・安定のため、事業主に対して助成を行う制度もあります。

また、労働保険の加入手続きを行っていない事業主は、管轄の労働基準監督署または公共職業安定所(ハローワーク)で加入手続きをとられるようお願いいたします。

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

新潟労働局労働保険徴収課

☎025-288-3502

佐渡労働基準監督署

☎23-4500

ハローワーク佐渡

☎27-2248

佐渡博物館

展示室の一時閉鎖の

お知らせ

佐渡博物館では、作品展示替え作業のため、2階の美術工芸展示室を一時閉鎖します。

なお、美術工芸展示室以外は通常通り開館しています。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解

をお願いします。

期間 11月24日(火)～12月1日(火)

お問い合わせ

市教育委員会社会教育課

佐渡学センター(佐渡博物館)

☎52-2447

「地方税Ⅱ地豊税(ほう) 地方税は地方を豊かにする税です」

11月11日(水)から11月17日(火)までの1週間は「税を考える週間」です。

有料広告

家の引き戸に取り付けるだけで**自動ドアに!**

オートスライド

工具があれば、誰でも簡単に設置出来ます。
開閉方法もボタン・センサーから選べます。
「さらにペットセンサーも付いています」
取付もいたします。

お問い合わせ
後藤容器 TEL0254-24-1889
代表 後藤光一
新潟県新発田市本町3丁目1-15



弊社にて実物を体験できます。